

三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会（以下「協議会」という。）は、JR 芸備線の沿線市であり広島広域都市圏の構成市でもある三次市、安芸高田市及び広島市の3市が、広域的な観点から主体的に今後のまちづくりについて議論を行う柱の一つとして、JR 芸備線を軸とした公共交通ネットワークのあり方について議論するために設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 広域的なまちづくりに関する事項
- （2） JR 芸備線を軸とした公共交通ネットワークのあり方に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要と認められる事項

（組織）

第3条 協議会は次に掲げる者を委員として組織する。

- （1） 三次市、安芸高田市及び広島市におけるまちづくり部門及び交通部門に属する者
- （2） 学識経験者
- （3） 交通事業者
- （4） 中国運輸局

2 前項に掲げるもののほか、協議会が必要と認める者を委員又はオブザーバーとして加えることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会運営その他の会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、原則、出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(書面審議)

第6条 会長は議案が次に掲げるものである場合、又はやむを得ない事情により会議を開催することができないと認める場合には、書面審議により、議事を決することができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他協議会の運営に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽易であると判断したもの

2 前条第3項の規定は、本条第1項の規定について準用する。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査検討を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、広島市道路交通局公共交通政策部において処理する。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 監査委員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査委員は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。